

令和5年度東京都入札監視委員会 第3回制度部会
(一般社団法人東京都電設協会との意見交換会)

令和6年2月1日(木)

東京都庁第一本庁舎北塔 33階 特別会議室N6

【臼田契約調整担当課長】 それでは定刻となりましたので、これより東京都電設協会様と東京都財務局との意見交換会を始めさせていただきます。

本日は、都の入札契約制度をよりよいものとするを目的に、現場の実態を踏まえたご意見、ご要望を直接伺うため、東京都入札監視委員会制度部会として、意見交換会の場を設定させていただきました。東京都電設協会の皆様におかれましては、お忙しい中、都庁までお越しいただきまして、誠にありがとうございます。

私、東京都財務局契約調整担当課長の臼田と申します。本日の進行役を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。着座で失礼いたします。

まず、出席者のご紹介でございますが、入札監視委員会制度部会の委員の方々をご紹介申し上げます。

入札監視委員会委員の斉藤徹史様でございます。

【斉藤委員】 斉藤でございます。愛知大学に所属しております。

本日はオンラインで失礼いたします。よろしく願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 続きまして、入札監視委員会委員の仲田裕一様でございます。

【仲田委員】 仲田です。よろしく願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 東京都電設協会の皆様におかれましても、本来であればお一人ずつご紹介させていただきたいところでございますが、時間も限られておりますので大変恐縮ではございますが、お手元の資料にあります出席者名簿に代えさせていただければと思います。

都の出席者につきましても、出席者名簿のとおりでございます。

なお、契約第一課長の荒山は、公務の都合により欠席とさせていただきます。

それでは、意見交換に先立ちまして東京都財務局経理部長の五十嵐より、一言ご挨拶を申し上げます。

【五十嵐経理部長】 財務局経理部長の五十嵐と申します。

本日は大変お忙しい中、皆様の貴重なお時間を頂戴いたしまして、誠にありがとうございます。池田会長をはじめ東京都電設協会の皆様におかれましては、日頃より都の入札契約制度にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。長期化するウクライナ情勢や資材価格の高騰等への対応をはじめとした、不安定な経済状況下の中で、協会並びに会員の皆様におかれましても、厳しい環境の中で都の行う建設事業を支えていただき、重ね

て御礼申し上げます。

都といたしましても、こうした社会情勢や品確法の趣旨などを踏まえ、入札契約制度に関する取組をしっかりと推進していかなければならないと認識しております。引き続き、公共調達原則を堅持しながら、建設業界における諸課題に対応できるよう、現場の声をしっかりと聞きながら、入札契約制度の運用や現場の取組を進めてまいりたいと考えております。

本日は、こうした観点から、重要な意見交換の場であると考えております。入札監視委員会の制度部会の委員の皆様におかれましては、本日も専門的な見地からご意見やご質問をいただければと思っております。

それでは、限られた時間ではございますが、よろしくどうぞお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】　　続きまして、東京都電設協会の池田会長より、ご挨拶を頂戴できればと思いますので、よろしくをお願いいたします。

【池田会長】　　東京都電設協会の池田でございます。

本日は、このような場を設けていただきまして誠にありがとうございます。

我々は、ご案内のように中小零細の工事業者の集まりでございますので、なかなか今もお話ありました資材不足、それから何といても我々人手不足ということで、とにかく代理人が足りないということで、なかなかその入札も応札していくのに代理人の確保をしなきゃいけない、足りない、そういう中でどうやって受注していくかということで非常に日々皆さんご苦労されているということでございます。今日は、そういう観点も含めまして、貴重なお時間をいただきましたので、いろいろよりよい情報などを仕入れたり、また我々も入札制度について、これからの入札制度についてもデータを含めて、ご教示をいただければありがたいなと思っております。本日は、よろしくをお願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】　　ありがとうございます。それでは本日の進行についてご説明申し上げます。

まず、東京都の入札契約制度等に関する要望についてでございます。東京都電設協会様から、都に対しての入札契約制度全般に関するご意見、ご要望等をいただきまして、都からそれに回答させていただくというように進めさせていただきます。

次に、報告事項になりますが、入札契約制度改革本格実施後の状況（5年経過）についてでございます。こちらにつきましては、本日も説明する時間を設けておりませんので、後ほどご確認をいただければと思います。

なお、時間も限られておりますので、フリートークでの意見交換は、最後に一括して実施したいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

最後に、資料の確認をさせていただきます。

机上に、「令和5年度一般社団法人東京都電設協会との意見交換会」と書かれた資料を配付しております。資料がない方はいらっしゃいますでしょうか。

また、本日の意見交換会につきましては、速記録を取らせていただいております。議事

の要旨を取りまとめたものをご出席の皆様にご確認いただいた上で、後日、都のホームページに掲載する予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速でございますが、都の入札契約制度等に関するご意見やご要望等につきまして、東京都電設協会様から、お願いできますでしょうか。

【池田会長】 それでは、事務局の清水より。

【清水事務局長】 意見要望事項1、現行の工事発注方式の堅持について

現行の分離・分割発注方式は、今後も堅持していただきたい。

建築物全体の取得コストの低減や不調の発生を抑えるため、建築一括発注方式を採用すべきとの意見が一部にあるが、一括発注方式では、電気工事業者のような専門工事業者は全て下請業者となり、多くの事業者が建築業者からのコスト削減要求や、ダンピング競争にさらされるばかりでなく、元請業者としての工事実績を積む機会を失うことにもなる。

コストの透明性や品質の確保という点で、現行の分離・分割発注方式の方が優れており、東京都では、今後もこれを堅持すべきであると考えます。

2、公共事業の推進について

公共事業は、景況感に左右されない仕事量と継続性を確保し着実に推進していただきたい。

東京都の投資的経費は、2021年度が9,400億円、2022年度は9,700億円、そして2023年度は1兆円を超えるなど、コロナ禍前の水準に戻りつつある。

電気工事業者を取り巻く環境は資材価格の高止まりや納期の遅延、そして本年4月から適用される罰則付き時間外労働の上限規制等、不透明感を拭えず、先行きに不安を抱いている中小事業者は少なくない。それゆえ、公共事業を着実に推進していただきたい。電気工事は産業の競争力の強化や人々の生活の安全安心に直結する重要インフラであり、事業機会の創出は東京都の重要施策である中小事業者育成の面からも重要と考える。

3、4週8閉所の実現について

(1) 適切な「概成工期」の設定と指導の徹底

罰則付の時間外労働の上限規制が本年4月より適用される。現場では官民の工事を問わず、建築主体工事業者による土曜日の閉所は行われず、ほとんど毎土曜日に作業が行われているのが現状である。全ての工種について、「概成工期」の設定を適切に行っていただきたい。

建築工事の遅れについては、最終的な竣工・引渡時期が変更されないため、設備工事の実工期を短縮して間に合わせている事例が多く見られる。

総労働時間や深夜作業の増加など、労働環境・条件にも極めて大きな影響を与えており、早急に改善していただきたい。工事の進捗管理を的確かつ十分に行い、建築工事の遅れが設備工事の実工期に影響を与えることがないようにしていただきたい。

(2) 全体工期の延長や契約金額の変更（増額）

建築工事の遅れが設備工事の実工期に影響を与える状況が生じた場合は、設備工事の工

期を確保するための全体工期の延長や契約金額の変更（増額）を適切に行っていただきたい。工期に見合う経費の計上、予算の確保は必要であり、現場代理人等の人件費についても適切に行っていただきたい。

また、工期の延長ができず、作業員の増員や作業時間の延長により対応しなければならない場合、契約金額の変更（増額）がなされるのは当然であると考えます。

4、LED化の推進方法について

東京都が行うLED照明の導入推進は、街路灯を含めてリース契約を採用しない旨の回答をいただいているが、電気工事業界の健全かつ継続的な発展のためにも、改めて、この方針の継続を確認していただきたい。

リース支払額に含まれる金利等の関係で、リース契約による場合はトータルでの支出が多くなることに加え、リース物件の所有権がリース会社にある関係で、設置工事の施工体制等や維持管理方法の確認・指導に都が関与できないこと、リース会社と工事施工会社との請負契約において法定福利費の確保など、適切な価格で契約されているかが不明なことに加え、現在の街灯保守契約の特記仕様書で求められている「24時間365日、常に事故、災害等が発生した場合の即時出動態勢の確保」に対応できるかが疑わしいこともあり、現行の発注方式の継続が適切であると考えます。

5、事業者団体との意見交換の継続、その活動に対する協力と支援について

今後とも協力と支援をお願いいたします。

6、財務局発注案件における重複申込可能な制度の導入について

財務局発注案件についても、ほかの部局と同様に、件名の重複申込ができる制度を導入していただきたい。

財務局発注案件に関する現行の入札契約制度では、1件名について申込から入札までの期間に1か月半から2か月を要し、受注できない場合、別件を改めて申し込むこととなるため、入札時に選定した技術者が遊んでしまうリスクを抱えることになっている。入札者数を増やして活性化を図るためにも、件名の重複申込ができる制度の導入が必要と考えます。なお、1件でも落札した場合、ほかは辞退とする。

7、価格高騰や資材不足に対する適切な対応について

価格については単品スライドの運用、工期については当初の工期設定の変更等状況に応じては遅らせるなどの弾力的な対応を迅速且つ適切に行っていただきたい。電設資材の価格高騰、納期の遅延等先行きの見通せない状況である。特に現在、電線の手が届かず、円滑な施工に支障を来す状況にあると言える。東京都の重要施策である中小事業者育成の面からも強く要望する。

以上です。

【白田契約調整担当課長】 ありがとうございます。

それでは、ただいま頂戴したご意見、ご要望等に関しまして、都の所管部署から順次回答を差し上げます。

【米倉契約調整技術担当課長】 それでは、私、契約調整技術担当課長の米倉と申します。私のほうから、回答させていただきます。

まず、1番、現行の工事発注方式の堅持についてでございます。

都では、中小企業が地域社会の活力や雇用の創出など、都民生活の向上に果たす役割を踏まえ、分離・分割発注によって、中小企業の受注機会の確保を図っているところでございます。業種ごとに工事を分離発注することで、事業者の専門性が発揮される効果を期待するとともに、発注ロットを適切に分割することで、技術力のある事業者間での競争環境の確保が図られると考えております。今後とも原則として分離・分割発注を徹底するよう、各局に周知していきたいと考えております。

引き続きまして、2番、公共事業の推進についてでございます。

先日発表されました来年度の予算案、こちらにつきましても、今年度に引き続き1兆円を超える投資的経費、23年度比で4.3%の増でございますが、こちらが確保されているところでございます。公共工事の発注については、それぞれの事業所管局において、事業計画に基づいて各事業の必要性や優先度を見極めた上で、適切に実施されるものと認識しております。したがって、いただいたご要望につきましては、工事の発注部署の関係部署に申し伝えさせていただきたいと思っております。

【渡邊電気技術担当課長】 引き続きまして、3番の4週8閉所の実現（1）適切な「概成工期」の設定と指導の徹底につきまして、建築保全部電気技術担当課長の渡邊から、回答させていただきます。

工事において、新たに設置した機器等の試運転や性能確認を行う期間を確保するためには、概成工期を適切に設定することが必要となります。このため、日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」を活用し、適切に概成工期の設定をしております。また、円滑に工事を進めるためには、建築や電気設備など様々な工事の受注者が、連携して施工することが必要です。そのために、監督員は、工事現場の定例会議等において、工種をまたいで工程を確認するとともに、必要に応じて受注者に指示等を行っております。

今後は受電、要するに概成工期の6か月前と、1か月前に実施している統括電気主任技術者の現場実査の際に、各工事の監督員への助言や、受注者への周知などを通じて、概成工期の遵守を図っていきたいと思っております。

続きまして、（2）の全体工期の延長や契約金額の変更についてでございます。

工事契約後、工期に影響を与える状況が生じた場合には、必要に応じ設計変更などの措置を講じており、今後とも適切に取り組んでいきたいと考えております。

【米倉契約調整技術担当課長】 引き続きまして、4番、LED化の推進方法についてでございます。

リース契約、こちらにつきましては、採用する予定はなく、引き続き工事発注を行うと聞いております。いただいた要望事項につきましては、工事を発注している建設局に申し

伝えさせていただきたいと思います。

5番、事業者団体との意見交換の継続、その活動に対する協力と支援についてでございます。

よりよい入札契約制度を構築するためには、業界団体の意見交換は重要であると考えておりまして、今後も実施させていただきたいと考えております。また、講習会等への講師派遣につきましても、引き続き実施させていただきたいと考えております。

引き続きまして、6番、財務局発注案件における重複申込可能な制度の導入についてでございます。

財務局の発注する工事では、専任の技術者配置による適切な履行を担保するため、希望申込の際に、配置予定技術者の専任性を確認するとともに、限られた発注案件数の中で、より多くの事業者を受注機会の確保が図られるよう、案件の重複申込ができないこととしております。なお、ご提案にありました「重複申込をしておいて、他案件を落札した場合には、当該案件を辞退する」という運用についてでございますが、貴協会に所属しない事業者も存在する中で、統一的な対応はできるとは限りません。また、重複申込を認めることで、当該案件のみを希望していただいた事業者を指名から外してしまうこと。こうしたことですか、他案件を落札した事業者が集中した場合には、結果として辞退者が多数となってしまう場合もあることから、適切な競争性を確保できないおそれもありまして、ご提案のような運用を行うことは難しいと考えております。

最後でございます。7番、価格高騰や資材不足に対する適切な対応についてでございます。

これまでも、都が発注する工事においては、スライド条項を活用し、物価変動等への対応を図ってきたところでございます。具体的には、単品スライドについて、実情をより適切に反映できるよう、国に準じて令和4年9月1日から運用を見直しました。インフレスライドにつきましても、設計労務単価の変更がなくても請求ができるように、令和5年1月16日から運用を見直しました。

運用開始日以降の事業者からの請求に確実に対応できるよう、庁内に周知徹底しているところでございますが、先日、都の契約事務に関する全庁的な会議体においても、改めて適切な対応を周知したところでございます。

【渡邊電気技術担当課長】 引き続きまして、後半部分について、資材不足等で工期に影響を与える状況が生じた場合は、受発注者間で工程調整、協議を行い、必要に応じて設計変更などの措置を講じており、今後も適切に取り組んでまいります。

また、特に電線の入手についてですが、電線類につきましても、日本電線工業会にヒアリングを行ったところ、現在徐々に新規受注が再開されているという情報を得ております。

以上です。

【白田契約調整担当課長】 それでは、ここからは、お時間の限りで意見交換とさせて

いただきたいと思います。これまでを踏まえまして、ご意見やご発言をいただければと思います。まずは、入札監視委員会の委員の皆様、何かご意見等ございましたら、お願いいたします。

仲田先生、お願いいたします。

【仲田委員】 どうもありがとうございます。私は、3番目の3の(1)適切な「概成工期」の設定と指導の徹底という点について、質問をしたい。概成工期の遵守というのは、従来からも提案があつて、希望があつて、何度もお話があつたと思います。本年4月から、時間外労働の上限規制が適用される、従来と環境が変わるわけで、それに対して、都として新たな状況の変化に応じて特別な対応しようとしているのかをお聞きしたいと思います。

すみません。よろしく申し上げます。

【渡邊電気技術担当課長】 2024年問題のことをおっしゃっていると思います。その点に関しましては、財務局としても働き方改革ということを考えておりまして、例えば、リモートで材料検査等を実施するような遠隔臨場、並びに情報共有システムといて、インターネット上で書類等のやり取りを実施できるようなASPを使った情報共有システム、並びに、来年度から、まだ最終的な決定を得ておりませんが、工事発注につきまして、完全に週休2日制ということを実施していきたいと考えております。

これで答えになっているでしょうか。

【仲田委員】 ありがとうございます。

【臼田契約調整担当課長】 それでは、ほかに。斉藤先生、お願いいたします。

【斉藤委員】 本日はありがとうございます。私からは、2点伺いたいと思います。

1点目ですが、1番で分離・分割発注を今後業界としてもご希望であると先ほどおっしゃっていました。業界には中小零細企業が多いとのことですが、契約方式で、一般競争入札が望ましいとお考えなのか、指名競争入札が望ましいとお考えなのか、総合評価が望ましいとお考えなのか、業界としてのお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。2点目は、先ほど会長さんより、人手不足で苦勞されていると承りました。今後業界として若い世代をどういうふうに確保するかについての方針や考え方がございましたら、ご教示いただければと思います。よろしく申し上げます。

【渡部副会長】 すみません。まず一点目の分離発注の発注方式でございますが、電気工事の場合ですと、現況で言いますと一般競争よりも、ほぼ指名競争の入札のほうが、数ではかなり多いです。それで、まさしく我々東京都の電設協会のほうは、Bクラス、Cクラスの会社も多く所属しておりますので、ほぼBクラス等の件名では、指名競争になっていると思います。ですから、この現行の発注方式の堅持についてということで、今ぐらいのいわゆる金額、後に出てきますこのお金で改革していただいた方式の入札制度にしてみれば、当協会としてはとてもいい入札方式ということは、会員のほうからも上がってきておりまして、この状況を分離発注と合わせまして、発注方式を堅持していただきたいとい

うのが、会員の中では多い意見でございます。

それと、あと若手の件。

【池田会長】 人手不足は、我々の建設業界というのは、皆さんご案内のように、大体ほかの業界の3倍、4倍という人手不足ということを言われております。まず、今回のこの働き方改革によって、休みをとにかく増やすということを、我々業界全体としてもやっていかないと、若い人はやっぱり入ってこないであろうということで、この罰則付のこういう例えば現場が週休2日制になって、主たるゼネコンさんが現場を土日はもう閉めるといふことになれば、我々も休めるということで、開けられてしまうと、出なければいけないのでということで、これが完全に実現していくと、4週8閉所が実現していくと、若い人に休みをかなり取らせることができる。そこに我々も取り組んでいきたいということ。

それから給料ですね。給料が、やはり安いんですね。非常に。ほかの例えばIT業界なんかはものすごく給料がいいと。若い人はどんどん、どんどんそっちに行ってしまうということで、建設業界の人手が足りなくなって、行く行くはもう本当に政府が進める外国人労働者の受入れということで、そういうところに頼らざるを得なくなってくるのかなという、そういう危惧もございます。なので、やはり給料を上げたいと。そうすると、やはり国のほうが、労務単価を上げていただけないと、我々も給料を上げられないということで、そちらの要望もさせていただいているというところでございます。

ちょっと雑駁でございますがそんな形でございます。

【斉藤委員】 ありがとうございます。よく分かりました。

【臼田契約調整担当課長】 ほかに、委員の皆様からは、よろしいでしょうか。

それでは、電設協会の皆様から、何かご意見、ご発言等ございましたら、お願いいたします。

【渡部副会長】 すみません。先ほどの6番の重複申込可能な制度の件なんですけど、これは、我々としては、全てが重複というわけではなくて、今、先ほど出たクラスの指名競争において、任意指名という形で申込者が少ない場合、それを任意で指名をいただいているというのが多々ございます。やっぱりどちらかという、実際の件名を申したいかどうかあれなんですけど、都営住宅が結構対象になっているのかなというのが見受けられると思うんですけど、そういったものに関してだけでも、できないのかなと。

当然、一般競争とかそういうものに関しては、当然不可能ですし、それは希望的な仕事の申込みでございまして、全ては、任意指名で見ていると、どうしても10者集まらない件名というのが結構あって、それはほかの同じような金額希望、件名と言いますか、具体的に言うと都営住宅の地域が違う場所とか、そういったところにあっても、入札のいわゆる当然出る時期と、いわゆる範囲という形で、そういった工事希望もかなり透明化していただいて、発注はいつ頃出るというのは、大体分かるんですけど、ただピンポイントに今週出るのか、来週出るのかというのだけは、まだまだちょっと分かりづらいものですか、やはり、工事、人が空いているときに、早く申し込んじゃえという会社が結構多く

て、そういう会社においては、やっぱり都営住宅をやっている、その専門的な人が今空いているのでとなると、そういった形でなってくるという形で、こういう要望が出ているということをお伝えさせていただきたいと思うので、発言させていただきました。すみません。

【臼田契約調整担当課長】 所管の課長が、今日は、公務で欠席をしておりますので、私からお答えいたします。

ご回答は先ほど申し上げたとおり、可能な限り多くの事業者の皆様にご受注機会を得ていただくという趣旨の下で、今現状の制度というものは、運用してございまして、任意指名の際、いわゆる10者に満たない希望者の際に、任意指名という運用を我々は今現在行っているわけですが、その際には、既に他案件の希望を出されている方ではなく、それ以外の方を基本的には、我々の中で一定の基準に基づいて指名をさせていただいているという状況でございまして、今伺いましたご意見につきましては、また改めまして、こちらのほうで所管のほうにもお伝えさせていただきたいというふうに思っております。

ほかにご意見等ございましたら、お願いをいたします。

【五十嵐経理部長】 では、私のほうから。

今、重複指名というのか、重複希望のお話が出ました。実際問題、2件申し込まれて、同一週に2件というのは、なかなかちょっとどうかという気もしなくはないのですが、例えば、2月上旬に1件申し込んで、2月の下旬にもう一件申し込みましたみたいな話があったときに、実際、最初の入札のほうで、落札できてしまえば、2件目については入札をそもそもしないで、辞退となっておりますと多分そういうお話なんだろうとは思いますが、実際その重複で申し込まれて、結局都側からしてみると、結局2件目はみんな辞退されちゃったら、入札が不調になりました。発注側からしてみると、そういうこともあるのかなというふうには思うのですが、その辺り、あと辞退されている方なんかも、やっぱり技術者がいなくなりましたということで、入札を辞退されるようなことも多いです。

実際、東京都の入札に参加しているときに、2件、変な話ですけど、一つの月に二つぐらいやって、2件とも余裕を持って、例えば受注して工事ができるというような状況なんかは、やっぱりそれも時期の問題で、年末ぐらいになると、とてもじゃないけど難しい。こういう時期は、発注の平準化みたいなことをよく言われていますけど、いわゆる閑散期的なものがないようにしようということでやっていますが、事実上、発注が少ないみたいなときなんかは、逆に言うと人手があるからそういう時期には、複数件でも受注できるんだということなのか。

実際のところ、複数件申し込んだときに、やってみなきゃ分からないということはもちろんあるのかもしれませんが、受注がみんな辞退されてしまって、結局受注できるところはあまりなくなっちゃったみたいな話と、それから、あと強いところが体力に余裕がある、同じBクラス、Cクラス、Aクラスでもいいのですが、強いところが複数件取っ

っちゃったみたいなお話になっちゃう。どちらを優先したほうがいいのか、複数件の申込みで、複数件取っていかないと、もうそれは仕方がないというふうにお感じになるのか、多少、その申込みのほうは制限されても、それはもう仕方がない。そういうことが起きたとしても複数件入札して、それで苦情は言いませんよということになるのか。それは、どんなお考えをお持ちなのか。協会の会員の皆様はどんなふうに使われているのか。そこをちょっと感触で。印象でも構いませんので、ちょっとそんなところを教えていただけるとありがたいのですが。

【渡部副会長】 すみません。確かに、勝手なというわけじゃないんですが、いわゆる当然、今、財務局さんにお仕事をいただいた場合には、約3か月間ぐらいは、もう次の仕事は申し込めないというところで、やはり技術者を、公共工事を多くやっている会社、特に当協会は結構多いんですが、そういうところがやっぱり大きい会社さんと違って、実力のある技術者は限られていると。それは、やっぱり東京都の仕事をこなせる人間というのは、各会社では、かなり実力を持った人間ですので、その人間を遊ばせておくというのは、やっぱり一番問題であって、確におっしゃるとおり、何件も取れるというのは、ちょっと不公平感があるとは思いますが、その中で、やっぱり聞いたりする印象的なお話なんですが、当然のことながら、入札が終わります、この件名では、いわゆる業者の選定が、今入札結果で見られまして、当然、希望は何社、任意は何者となったときに、やっぱり10者が入札していても応札しているのは2者、3者しかない件名とかがいろいろ発注が重なったりしたときには、出てきたときに、当協会でも入札結果とか、もう全部会員とかにも流していますし、そういった中で、いわゆる、当然任意で入れた人がどれぐらい応札しているかというのは、やっぱり全員ということに限らないし、やはり任意で入ったとしても、人がいない、この東京都でできる仕事は、人がいないとか、そういうときに、やはり中には不調になる件も少なからず、もう全然前に比べれば少ないんですけど、そういったときには、やっぱりどうなっているのというようなことを業者間で話したりとかというところから、ちょっとこういうのは、当然のことながら、偏るのが一番いけないことでして、ですから、どこのところで引かかって1件取れたとなったときに、当然後3か月は取れないし、そこで2件一緒に取れる会社も確かにあるかもしれないですけど、それは、やっぱり不公平なのかなということで、1件は排除していただくというようなことを入れたんですが。そこら辺は、可能、不可能としてまたこういう意見があるので、ということをお知らせしたいというのもございます。

ですから、特に今後、工期とかの問題があって、人気のある工事、我々がそういうふうに使っているんですが、ちょっとなかなか応札の難しい工事というのも出てくるかと思うんですが、やっぱりそこら辺で慣れた会社ができるということもあるのかなという、そういった印象を持って、こういった形で表現させてもらいます。すみません。

【白田契約調整担当課長】 それでは、ほかに別の件などを含めて、ご意見やご質問等ございましたら、お時間のある限りどうぞ、いかがでしょうか。

【渡部副会長】 よろしいですか。3番の4週8閉所の件なんですけど、今、継続している工事に関して、どこまでの強さで、もう完璧に4月1日から、もうこういった形で休めというようなご指導体制でなるのかどうなのかというのは、どこら辺まで厳しくなるかというのを、ちょっとお聞かせいただければと思うんですが。

【渡邊電気技術担当課長】 現時点では、まだいつからというのは、決定しておりません。ただし、先ほどもお話しましたように、働き方改革についての検討を鋭意実施している状況ですので、決まりましたら皆様方に情報提供させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【臼田契約調整担当課長】 ほかによろしいでしょうか。いかがでしょうか。

入札監視委員会の委員の皆様からは、ほかによろしいですか。

【仲田委員】 1つだけ。今のお話ですけど、いつからか決まっていないということなので、これは、双方の意向は、私は非常によく分かるんですけども、法的な効果の、この4月1日から実行されるわけで、これに違反しないように双方が対応しなきゃいかんで、できるだけ早く検討して、実行に移せるようにしていただきたいなと思います。よろしく願いします。

【渡邊電気技術担当課長】 了解いたしました。

【臼田契約調整担当課長】 ほかによろしいでしょうか。

【五十嵐経理部長】 じゃあ、もう一つ。最後のほうで、資材の入手みたいな話で、電線が今非常に不足していて、電線を使う工事なんかだと、街路や何かの電線やケーブルや何かをはわせるような電気工事なんかだと、不調になったりして、なかなか入札に参加いただけないというか、やむを得ないのだろうと思いますけど、工期を伸ばして、例えば、入手できるようにということにした場合、少し材料や何かを手配できないのということなので、私が聞いている範囲だと、そういった半導体や何かを使うような電気工事みたいなものについては、発注側のほうでも、メーカーのほうに納期を聞いたりして、工期を長めに取って、発注するような工夫をされているというふうには聞いています。一方で工期が伸びてしまうと、その分先ほど言った技術者がずっと拘束されてしまうみたいなのところもあって、どうなのでしょう。よくあまり工期が長過ぎると、例えば、発注の金額に比べて工期が長過ぎると、それじゃあ、とても効率がよろしくない。一人の人間をずっと安い金額の工事に携わせておくのは、それは、ちょっとさすがにということもあるとは思いますが、その辺の半導体の状況だとか、そういったものを含めて、工期的に、例えば、皆さんのB格の方、C格の方が、受注する金額帯というのは、おおむね発注ゾーンで決まっているかと思う。工期が長くなればなるほど、やはり低価格のものは、やっぱり入札意欲がなくなるみたいな話になるのか、その辺のいわゆる資材の入手が困難になっているこういった状況の中で、どんなふうに入札については、お考えになっているのか。

また、そういった状況を何とか改善するために、何か工夫されているようなことがあれば、教えていただければと思います。

【渡部副会長】 今のところ、電線に関しましても、先ほどお話しされたように、メーカーのほうでは、徐々に廃業しているというお話が当協会にも当然来ていますが、またこのたび、能登半島の大地震とかがあって、また不足すると。いろいろ情報は錯綜していますが、一応メーカーの話としましても、電線自体は作っていないわけではないので、ただ、前回ちょっと工場のトラブルと、あるメーカーのですね。それとあと熊本のほうの半導体工場のいわゆるピークが重なってしまって、需要過多というお話は聞いています。

ただ、今後また地震、震災の復興等、あと北海道の国家プロジェクト、万博等が始まると、やっぱり需要が相当逼迫すれば、またそういった形で。

ただ、メーカーの話ですと、いわゆる作っていないわけではないので、だから絶対入らないと、1回半導体も品切れになって、判が作れないとか、火災報知機の部品が足りないよと、そういった決定的なものではないような形ですので、それと、当然のことながら、工期に関しても我々は当然低い金額の工事で長い工事をこなしてきましたので、そこら辺のところ、確かに、今後、今以上に行きますと、やっぱり長くて安い工事というのは、確かにみんな受注はしたくないというのは、本音ではございますが、やっぱりそこら辺の長いものも持ちたいという会社もありますし、そこら辺をまた応札に関しては、そんなに影響はないのかなど。当然のことながら、我々は、工事は当然延ばしたくない。早く終わらせたいというのは、大原則で、早く完成しないと、やはり次の工事にいかないと、お金ももらえないというのは、当然の原則ですので、むやみに工期を長くしたいとは全く思っておりません。

ですから、あとはもう資材に関しては、受注した時点で契約。材料屋さんもそうですが、電線メーカーも契約したのに関しては、多少時間がたっても、何とか入れますよと。実際、年末に幾つか我々もピーク、自分の会社ですけど、迎えて慌てましたが、何とか対応できたということで、そこら辺は、協会のほうも注意喚起をして、何しろ受注した際には、使う材料もメーカーさんなり、材料屋さん契約なり、連絡を取って、そういった場合には対応していただくという形で、連携は一応取ってやっているつもりでございます。

ですから、そこまで半導体のときほど、ただ、確実に資材価格は、もうここにきていろんなメーカーから電線しかり電線管理、あと運送コスト、輸送コスト、働き方改革で値上がりしまして、この年明けになってから、もう毎週のように来ている材料種類があるというのもございますので、だから、その時期が長くなると、またこの資材が途中で高くなるという、長いのは、ちょっと応札の会社は、控えるかなというのは、私的な感覚ではございますが、僕の感覚でございます。よろしいですか。

【池田会長】 今の話で、その資材によって、90%ぐらい例えば工事が終わって、あと資材をこれだけ待っている、これが入らないと終わらないよねということで、ずっと工期があると。そういうところから考えられる場合は、できればそこで一旦切ってもらって、現場代理人は拘束されるので、次の工事に行けるような形で、一回切っていただく

かということが、もしできるようになると、大変我々は助かりますということです。

【臼田契約調整担当課長】 ありがとうございます。ほかに何かございましたら、まだお時間もございますが、いかがでしょうか。

それでは、少し早くなりますけれども、閉会に当たりまして、経理部長の五十嵐よりご挨拶を申し上げたいと思います。

【五十嵐経理部長】 それでは、本日は限られた時間ではございましたけれども、東京都電設協会の皆様から大変貴重な現場からの生の声をよく聞かせていただきまして、誠にありがとうございました。

入札監視委員会制度部会の委員の皆様におかれましては、様々な角度からご意見頂戴いたしまして感謝申し上げます。

本日、皆様からいただいたご意見等を参考にしながら、今後も入札契約制度を適切に運用していくよう努めてまいりますので、引き続きどうぞよろしく願いいたします。

また、こうした会議については、現場の生の声を伺う貴重な機会というふうに認識しております。今後も続けてまいりたいというふうに考えておりますので、またそうした機会を作った際には、ご足労ではありますけれども、またこういった会に参加していただければというふうに考えております。

本日はどうもありがとうございました。

【臼田契約調整担当課長】 それでは、以上をもちまして、東京都電設協会様と東京都財務局との意見交換会を終了とさせていただきます。

ありがとうございました。

——了——